長崎市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

1 概 要

長崎まちづくりのグランドデザインを策定するにあたり、幅広い知見を集めるため、学識経験者や関係団体等で構成する「**長崎まちづくりのグランドデザイン検討委員会」を設置**します。

長崎まちづくりのグランドデザイン (概要)

「**経済再生**」と「**定住人口増加**」 のためには、新たなまちの基盤から 生まれる効果を市全体に波及させる 必要がある。



長崎まちづくりのグランドデザイン

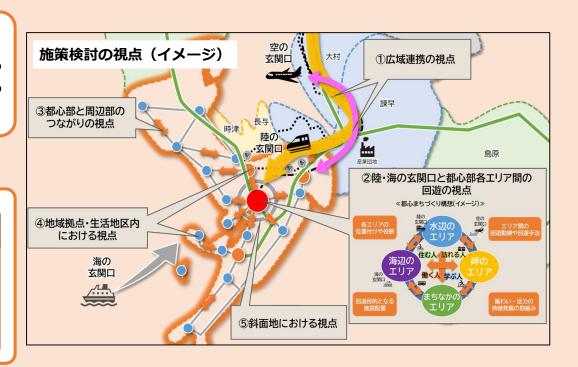
都心部

長崎駅等からまち なかをはじめとす る都心部全体への 回遊を促す。

(都心まちづくり構想)

都心部-周辺部

都心部と周辺部を つなぐネットワー クの維持・強化等



2 主な改正内容

長崎まちづくりのグランドデザイン検討委員会の設置

3 施行期日 令和6年7月1日

長崎市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

1 概 要

「がんばらんば長崎市応援寄附金(個人版ふるさと納税寄附金)」及び「企業版ふるさと納税寄附金」について、寄附者の意向に沿って、柔軟かつ最大限に活用することができるよう2つの寄附金を積み立てるための基金を設置します。

2 主な改正内容

がんばらんば長崎市応援基金及び企業版ふるさと納税基金の設置

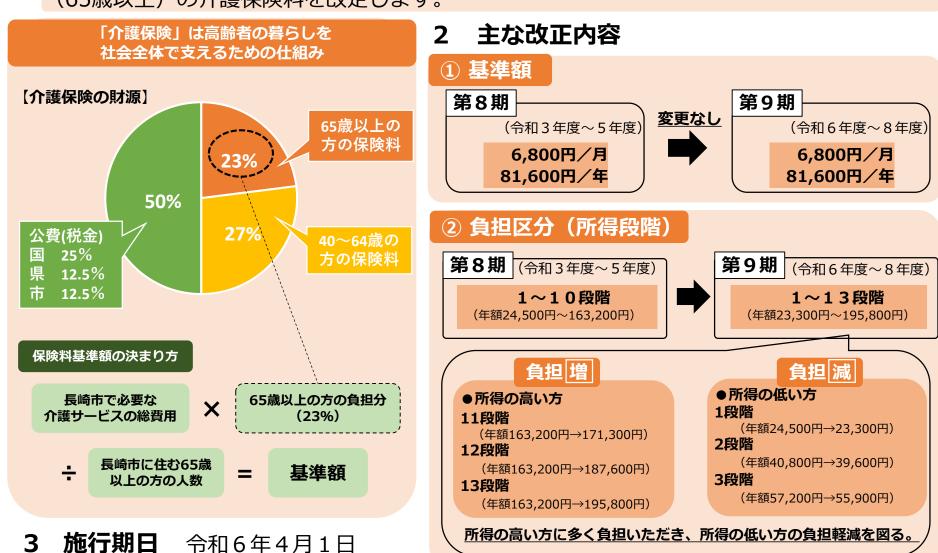
基金名	がんばらんば長崎市応援基金	企業版ふるさと納税基金
目的	がんばらんば長崎市応援寄附金の寄附者の意向 に沿った事業に要する経費の財源に充当する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に 要する経費の財源に充当する。
基金充当想定事業	長崎ランタンフェスティバルオブジェ等更新事業その他「がんばらんば長崎市応援寄附金」を受け入れた年度の翌年度以降に活用することが見込まれる事業	 長崎ランタンフェスティバルオブジェ等更新事業 幸(さいわい)・WAKU×わくプロジェクト その他、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業

3 施行期日 公布の日

長崎市介護保険条例の一部を改正する条例

1 概要

第9期介護保険事業計画の策定に伴い、令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料を改定します。



長崎市介護保険条例の一部を改正する条例

改正前と改正後の所得段階に係る介護保険料の比較

改正前

[第8期(R3~5)介護保険料]

所得	対象者			以	
段階	要件	人数 (3か年度平均)	掛け率 (対基準額)	年額	
第1段階	生活保護受給者等 世帯非課税で、かつ本人の前年中の課税年金収入額等の合計額が80万 円以下	31,588人	0.3	24,500円	
第2段階	世帯非課税で、かつ本人の前年中の課税年金収入額等が80万円超120 万円以下	13,079人	0.5	40,800円	・現行の <u>第9段</u> 階以上の段階を
第3段階	世帯非課税で、かつ本人の前年中の課税年金収入額等が120万円超	11,977人	<u>0.7</u>	57,200円	区分する <u>基準所</u> <u>得金額を変更</u>
第4段階	本人非課税だが他の世帯員の誰かが課税で、かつ本人の前年中の課税 年金収入額等が80万円以下	14,936人	0.91	74,200円	<u>・第1段階から</u>
第5段階	本人非課税だが他の世帯員の誰かが課税で、かつ本人の前年中の課税	13,559人	基準額	81,600円	第4段階、第6 段階、第7段階
(基準)	年金収入額等が80万円超	13,335	(月額)	(6,800円)	及び第9段階以 上の基準額に対
第6段階	本人課税で、かつ前年中の合計所得金額が120万円未満	18,475人	1.16	94,600円	する乗率を変更
第7段階	本人課税で、かつ前年中の合計所得金額が120万円以上210万円未満	18,491人	<u>1.25</u>	102,000円	
第8段階	本人課税で、かつ前年中の合計所得金額が210万円以上320万円未満	6,771人	1.5	122,400円	
第9段階	本人課税で、かつ前年中の合計所得金額が320万円以上 400万円未満	2,101人	<u>1.75</u>	142,800円	
第10段階	本人課税で、かつ前年中の合計所得金額が400万円以上	4,434人	2.00	163,200円	
計		135,410人			

改正後

[第9期(R6~8)介護保険料(案)]

	L-12 - 743				
	所得	対象者		保険料	
	段階	要件	人数 (3か年度平均)	掛け率 (対基準額)	年額
ZZ STATE OF	第1段階	同左	31,635人	0.285	23,300円
	第2段階	同左	13,958人	0.485	39,600円
	第3段階	同左	12,619人	0.685	55,900円
	第4段階	同左	13,782人	<u>0.9</u>	73,400円
	第 5 段階 (基準)	同左	13,958人	基準額	81,600円
<u>t</u>				(月額)	(6,800円)
-	第6段階	同左	18,827人	<u>1.2</u>	97,900円
	第7段階	同左	17,867人	<u>1.3</u>	106,000円
	第8段階	同左	6,384人	1.5	122,400円
	第9段階	本人課税で、かつ前年中の合計所得 金額が320万円以上420万円未満	2,231人	1.7	138,700円
	第10段階	本人課税で、かつ前年中の合計所得 金額が 420万円以上520万円未満	1,123人	<u>1.9</u>	155,000円
	第11段階	本人課税で、かつ前年中の合計所得 金額が 520万円以上620万円未満	622人	2.1	171,300円
	第12段階	本人課税で、かつ前年中の合計所得 金額が 620万円以上720万円未満	419人	2.3	187,600円
	第13段階	本人課税で、かつ前年中の合計所得 金額が 720万円以上	1,826人	2.4	195,800円
	計		135,252人		

長崎市開発許可に関する条例の一部を改正する条例

1 概 要

良好な住宅用地の供給を促進し、希望する住宅を取得しやすくすることで、長崎市への移住、定住人口の増加を図るため、原則、開発を制限している市街化調整区域での住宅団地開発を許容する要件を緩和します。

2 主な改正内容

市街化調整区域において住宅団地開発を許容する要件を緩和

現在

0.5ヘクタール以上の住宅団地開発に限り地区計画で許可

要件に合致する箇所が少なく、住宅用地の供給が進まない

改正後

新たに0.5ヘクタール未満の小規模な住宅団地開発を許容(※)

(※) 主な要件等

- ・災害危険区域等を含まないこと。
- ・居住誘導区域等に隣接していること。
- ・開発区域の全体が、居住誘導区域からおおむね250m以内であること。
- ・水道事業の給水施設から給水が可能で公共下水道に接続可能であること。
- ・地表面が水平面に対し15度を超える角度をなす土地が1/2以上含まないこと。

地区計画の手続を経ることなく、住宅団地開発が可能

【住宅団地イメージ】



3 施行期日 公布の日